

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費
（研究力向上のための制度（PI人件費））の支出について

令和 7 年 1 月

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和 2 年10月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「PI実施方針」という。）に基づき、以下の通り、日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）の所管する事業において、直接経費からの研究代表者の人件費（研究力向上のための制度（PI人件費））支出を可能とする。

令和3年度以降、AMEDでは「研究代表者（PI）の人件費」として、直接経費の一部を充当することを可能としていたが、一部支出の条件を見直すと共に、名称を「研究力向上のための制度（PI人件費）」とする。

1. 対象事業及び運用開始時期

AMED競争的研究費（競争的資金に限らず公募により配分される全ての研究費。以下同じ。）事業のうち、医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）を除く全事業を対象に、令和 7 年 4 月以降、本運用を開始する。

2. 対象者

「大学等」と認められた研究機関において、原則としてAMED競争的研究費事業による研究開発課題の研究開発代表者及び研究開発分担者（以下「研究開発代表者等」という。）を対象とする。

3. 支出額

「PI実施方針」の定めるとおり、研究開発代表者等の年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100％に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究開発課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内で研究開発代表者等が設定する。

なお、年度当初に定めた研究力向上のための制度（PI人件費）算出時のエフォートを当該年度の上
限値とする。

4. 支出の条件

「PI実施方針」の定める条件どおり、以下の全ての条件を満たす場合のみ直接経費から研究力向上のための制度（PI人件費）を支出することを可能とする。

- ① 直接経費に研究力向上のための制度（PI人件費）を計上することについて、研究開発代表者等本

人が希望していること。

- ② 研究開発代表者等が所属する研究機関において、研究力向上のための制度（PI人件費）を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること。
- ③ 研究開発代表者等が所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること。
- ④ 令和7年4月以降の採択課題において、研究開発提案時に研究力向上のための制度（PI人件費）の「金額」及び「期待される効果」の記載があること。（本申請内容は事前評価の審査対象となる。）
- ⑤ 実績報告書に研究力向上のための制度（PI人件費）の「金額」及び「期待される効果」を記載すること。

5. 研究機関において実施すべき事項等

- 「PI実施方針」に定める内容どおり、各研究機関においては以下の事項を実施している必要がある。
- ・ 本制度の利用に当たり体制の整備状況や策定した活用方針をAMEDの窓口届け出ること。

AMED窓口 研究公正・業務推進部 研究業務推進課

e-mail : kenkyugyoumu@amed.go.jp

（原則、e-メールで受け付けます。電話連絡希望の場合は、その旨お知らせ願います。）

- ・ 財源の活用後には活用実績を報告すること。
- ・ 研究者の処遇改善の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。
- ・ バイアウト制の利用により業務の代行が発生する場合は、エフォートについて特に適切に管理すること。

以上